

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画主体	大紀町

大紀町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 大紀町農林課
所在地 三重県度会郡大紀町滝原1610番地1
電話番号 0598(86)2246
FAX番号 0598(86)3690
メールアドレス nor@town.taiki.mie.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	三重県度会郡大紀町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成19年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル	水稲	105Ha 3,300,000円
	しいたけ	5Ha 2,200,000円
	野菜類、雑穀等	30Ha 3,100,000円
カワウ	アユ、マス等	2t 9,500,000円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

大紀町は中山間地域であり、特にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる農作物への被害は町内全域において恒常的に発生している。被害は作物だけではなく、農家の生産意欲の衰退へも影響しており大きな課題となっている。侵入防止柵設置や駆除等の対策により被害防止に努めるが、大幅な改善には至っておらず、今後は地域ぐるみで被害対策へ取り組むことが重要視される。また、友釣り漁が盛んに行われるアユについては、放流した稚魚がカワウに捕食され大きな被害を受けており対策が急務となっている。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成19年度)	目標値(平成22年度)
イノシシ	140Ha 8,600,000円	98Ha 6,020,000円
ニホンジカ		
ニホンザル		
カワウ	2t 9,500,000円	1.4t 6,650,000円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	大紀町猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託し、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウの捕獲を行っており、全回収、埋設、焼却などの方法により処理してきた。	有害鳥獣捕獲数は増加傾向にあるものの、猟友会会員の減少と高齢化、及び鳥獣捕獲後の個体処理の問題が懸念されている。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵を計画的に設置する外、電柵等の獣害対策資材購入への助成も実施してきた。ニホンザルに関しては追払い活動の啓発を行い、モンキー犬も平成19年度で試行。いずれも管理は農林業者による。	ハード面で講じてきた防護柵等も財政事情等により被害箇所全てを整備できていない。また、被害に対して住民意識の温度差も問題であり、地域ぐるみの対策構築に至っていない現状もある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

近年、被害が多いイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウの捕獲実績は増加傾向にあるが、引き続き計画的な個体管理を行う必要があり、狩猟免許取得の啓発を行い、捕獲業務従事者の確保を行う。捕獲後の処理方法については食肉としての活用(ジビエ料理)を推進するが、処理施設の整備等が必要である。また、焼却による処理方法も不可欠であるため、鳥獣用の焼却施設の整備も検討する。防護柵設置やニホンザルの追払い普及・啓発活動等については引き続き重点的に事業を実施し、更に拡大を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会に委託し、保護区等を除く町内全域で銃、罠によるイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウの有害鳥獣捕獲を行っている。現在の猟友会会員数は49名。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カワウ	イノシシ、ニホンジカ用捕獲機材を購入し、被害の多い地域の免許取得者に貸し出しを行い捕獲を推進する。
21年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カワウ	狩猟免許の取得を推進する。
22年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カワウ	狩猟免許の取得を推進する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲実績に関して、適当な数量には至っておらず、被害を及ぼす鳥獣の個体数も減少傾向ではないと思われるため、今後も計画的に捕獲を実施しなければならない。特に個体が急増したニホンジカの捕獲は積極的に実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	20年度	21年度	22年度
イノシシ	150頭	160頭	170頭
ニホンジカ	200頭	210頭	220頭
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
カワウ	180羽	190羽	200羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
被害が多い地域を重点的に効果的な有害鳥獣捕獲を通年実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大紀町内大内 山川流域・宮川 流域	カワウ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	20年度	21年度	22年度
イノシシ	有害獣による被害実態が顕著な地域に防護柵設置を実施する。(他事業)	有害獣による被害実態を把握、分析し防護柵設置を実施する。	引き続き、有害獣による被害実態を把握、分析し防護柵設置を実施する。
ニホンジカ	有害獣による被害実態が顕著な地域に防護柵設置を実施する。(他事業)	有害獣による被害実態を把握、分析し防護柵設置を実施する。	引き続き、有害獣による被害実態を把握、分析し防護柵設置を実施する。
ニホンザル	有害獣による被害実態が顕著な地域に防護柵設置を実施する。(他事業)	有害獣による被害実態を把握、分析し防護柵設置を実施する。	引き続き、有害獣による被害実態を把握、分析し防護柵設置を実施する。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カワウ	農林漁業者の他、地域住民に対して研修会等を行うことにより鳥獣被害への意識向上を図り、地域ぐるみでの追払い活動を推進していく。
21年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カワウ	引き続き有効かつ効果的な有害鳥獣捕獲を実施するとともに、農林漁業者の他、地域住民に対して研修会等を行うことにより鳥獣被害への意識向上を図り、地域ぐるみでの追払い活動を推進していく。
22年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カワウ	引き続き有効かつ効果的な有害鳥獣捕獲を実施するとともに、農林漁業者の他、地域住民に対して研修会等を行うことにより鳥獣被害への意識向上を図り、地域ぐるみでの追払い活動を推進していく。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5 . 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	大紀町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
大紀町	協議会の事務運営、各種機関との連絡調整、及び鳥獣被害調査全般
大紀町猟友会	鳥獣捕獲業務の実施体制と捕獲後の個体処理調整、及び狩猟免許取得啓発
大紀町農業委員会	農作物被害状況の情報収集と各地域からの意見収集
伊勢農業協同組合	農業者の被害状況把握と調整
大紀森林組合	林業者の被害状況把握と調整
大内山川漁業協同組合	流域の水産物被害状況把握と調整

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
三重県中央農業改良普及センター	鳥獣被害対策への資料提供、及び助言
三重県農業研究所	鳥獣被害対策への資料提供、及び助言
三重県伊勢農林水産商工環境事務所	鳥獣被害対策及び有害鳥獣捕獲への助言
NPO法人サルどこネット	ニホンザルの学術研究連携による情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制が分かる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大紀町猟友会と連携し、有効的かつ効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。また、狩猟免許取得の啓発を行う。
--

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した野生獣の肉はジビエ料理として利活用することを推進。食肉として不適当な場合は、現在は埋設処理をしているが、適切な施設を整備し、焼却による処理も今後検討したい。

(注) 肉として利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7 . その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。